

公益信託石狩・後志交通遺児育英基金 平成28年度育英資金受給者募集のお知らせ

公益信託石狩・後志交通遺児育英基金
受託者 株式会社りそな銀行

本公益信託は、石狩地方及び後志地方に所在する小学校又は中学校に在学する交通遺児の方等へ育英資金を給与するもので、平成7年度より給与事業を開始した基金です。

この度、平成28年度の受給者を募集いたしますので、希望される方は次の募集要綱をご確認のうえお申込みください。

[募集要綱]

1. 交通遺児育英資金の給与対象者

次の(1)～(3)すべてに該当する方とします。

- (1) 石狩地方及び後志地方に所在する小学校または中学校に在学する児童・生徒
- (2) 交通遺児または交通事故による重度の後遺障害の状態にある方の子
- (3) 経済的理由により援助を必要とする方

2. 募集人員

中学生 5人 小学生 5人

3. 育英資金給与額、支給時期及び支給方法

給与額 中学生 年額 60,000 円 (月額 5,000 円)
小学生 年額 42,000 円 (月額 3,500 円)

支給時期 平成28年4月 (予定)

支給方法 1年分をまとめて支給します。

4. 育英資金の返還

この制度に基づく育英資金は返還を要しません。

以下裏面へ

5. 応募の手続き

次の書類を下記6の申込先へ送付してください。

- (1) 育英資金給与申請書
- (2) 家庭状況調査書
- (3) 個人情報保護に関する同意書
(内容ご確認の上、本人と保護者の署名押印をお願いします)
- (4) 所得証明書 平成27年度分(平成26年中)

または、以下の書類

納税証明書 平成27年度分(平成26年中)

源泉徴収票 平成27年分

※ 各種年金等のある方は年金通知書等の写しをご提出ください。

6. 申込先

〒135-8581

東京都江東区木場1丁目5番65号 深川ギャザリア W2棟

りそな銀行 信託サポートオフィス 公益信託担当 宛

(TEL 03-6704-3325)

7. 申込期限

平成28年2月5日(金)

8. 育英資金受給者の内定

公益信託石狩・後志交通遺児育英基金の給与規程に基づき、本公益信託の運営委員会で選考し、平成28年3月末日までに本人に通知します。

なお、採用が内定した場合は次の書類を提出していただきます。

- (1) 交通事故証明書またはこれに準ずる書類
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) ・死亡診断書または死亡届出書の記載事項証明書
・重度の後遺症の状態にある方にとってはそれを証明する書類

以 上